

## 特定非営利活動法人呉第一保育園定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人呉第一保育園という。

(事務所)

第2条 この法人の事務所を広島県呉市両城2丁目1番3号に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、家庭において、十分な保育ができない児童を保護者にかわって保育を行うとともに、地域の子育て支援を行うため、子育てに関する相談事業、情報提供を行うことにより、児童福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 第二種社会福祉事業
    - ・ 保育所の管理運営
    - ・ 一時預かり事業
  - ② 地域における子育ての相談・助言
  - ③ 地域における高齢者等との世代間交流
  - ④ その他目的を達成するための事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法人」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

#### (入会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むこととし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第8条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、または正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

#### (退会)

第9条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

### 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名
- (2) 監事 1名

2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況及びこの法人の財産の状況を監査すること。
  - (2) 前号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会及び所轄庁に報告すること。
  - (3) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (4) 理事の業務執行の状況及びこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期及び欠員補充)

第14条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第15条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第16条 役員は無給とする。ただし、常勤役員については、役員総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 報酬の額は、総会の議決を経て定める。
  - 3 役員には、費用を弁償することができる。
  - 4 前3項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第17条 この法人に、職員若干名を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
  - 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(総会の種別と構成)

- 第18条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第19条 総会は、この定款に定めるもののほか、以下の事項を議決する。
- (1) 定款の変更
  - (2) 事業計画及び収支予算並びにその変更
  - (3) 事業報告及び収支決算の承認
  - (4) 役員を選任または解任
  - (5) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

- 第20条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後3か月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
    - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面で招集の請求があったとき。
    - (3) 第13条第4項第3号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第21条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、

その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第23条 総会は、正会員数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第24条 総会の議決は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第25条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前条の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決については、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名者2名以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

### (構成)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第28条 理事会は、この定款に定めるもののほか、以下の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他この法人の業務の執行に関する事項

### (開催)

第29条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面で招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。  
ただし、全理事の同意があるときは、この手続きを経ずして開催することができる。

### (議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### (議決)

第32条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは理事長の決するところによる。

### (表決権等)

第33条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前条の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、

理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決については、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事員総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 この法人の資産は、次に各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第36条 この法人の資産は、総会の議決を経て、理事長が管理する。

(会計の原則)

第37条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 この法人の通常総会の議決を経るまでの暫定の事業計画及び収支予算は、前項の規定にかかわらず、毎年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

- 3 第1項に規定した総会の議決を経た事業計画書及び収支予算書の変更は、理事会の議決を経て行うことができる。ただし、変更された内容に関して、理事会はその後最初に開催する総会に報告し承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第39条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎会計年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第40条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(臨機の措置)

第41条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 解散及び合併

(解散)

第43条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の承認を得なければならない。
- 3 前項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得な

- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定のかかわらず、成立の日から2001年3月31日までとする。